

官民研究開発投資拡大プログラム運用指針（改正案）

平成 29 年 5 月 25 日
ガバニングボード決定
(最終改訂：令和 3 年 1 月 21 日)

「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」(平成 26 年 5 月 23 日 総合科学技術・イノベーション会議。以下、「基本方針」という。)に基づき、官民研究開発投資拡大プログラム(以下、「PRISM」*という。)の実施に必要な運用指針を定める。

1. プログラム統括及びプログラム統括補佐

ガバニングボードの業務を補佐するため、プログラム統括及びプログラム統括補佐(以下、「プログラム統括等」という。)を置くことができる。

プログラム統括等は内閣府政策参与を充て、その任期は原則 2 年とする。再任を妨げない。

プログラム統括等は、ガバニングボードの指示を受け、プログラム全体の方針検討、進捗管理、領域間の連携促進等を中心となって進める。プログラム統括等はガバニングボードの求めに応じ、プログラムの進捗状況等につき報告を行う。

2. 領域統括

領域統括は内閣府の非常勤職員とする。

領域統括の任期は 3 年とする。再任を妨げない。

領域統括の採用は、原則公募による。ただし、SIP と PRISM 間の連携を強化する必要がある場合は、SIPPD が原則公募によらず領域統括を兼務することができる。

領域統括は、担当する領域における、基本方針に定める実施方針の策定、対象施策(推進費の配分を受けて各府省庁が実施する施策をいう。以下同じ。)の選定、推進費の配分、対象施策の進捗状況のフォローアップ、対象施策の連携促進等を中心となって進める。

領域統括に、事故又は欠員が生じたときは、次の領域統括が決定されるまでの間、あらかじめ領域統括が指名する者がその任務を代行する。

PRISM の円滑な実施の観点から、推進費の配分を受け、次年度以降も推進費の配分を認められた対象施策のうち、特にプログラム統括が必要と認める対象施策については、領域統括と調整の上、プログラム統括が推進費の配分、対象施策の進捗状況のフォローアップ、対象施策の連携促進等を実施する。

3. 各省 PD 等

対象施策ごとに各府省庁が任命するプログラムディレクター(以下、「各省 PD」という。)を置く。各省 PD に全体の研究計画の策定・変更、予算配分、明確な研究開発目標、

* PRISM : Public/Private R&D Investment Strategic Expansion Program

マイルストーンの設定ときめ細やかな進捗管理、機動的な計画変更、フォローアップ、毎年度の評価の実施とそれを反映させた予算配分、産業界と大学等が一体的に推進する産学官の連携体制の構築等 SIP 型マネジメント[†]を実施する。

各省 PD は、対象施策への推進費の配分を受けた事業の執行に当たり、必要な人員を配置する。

府省庁連携事業については、事業全体を取りまとめる者として各省 PD を束ねる府省庁連携 PD を定めることとする（以下、府省庁連携 PD と各省 PD を「各省 PD 等」という。）。

SIP に関連する課題があり、かつ当該課題の SIPPD が領域統括に就任していない場合には、当該課題の SIPPD を府省庁連携 PD とすることができる。

内閣府は必要に応じ、各府省庁に対し、各省 PD 等を交代させることができる。

4 . PRISM 審査会

ガバニングボードによる評価、管理プロセスを強化するため、ガバニングボードの下に、3 名以上のガバニングボード委員、プログラム統括、有識者からなる PRISM 審査会を設置する。同審査会の構成等については、PRISM 審査会座長の意見等を踏まえ、ガバニングボードが別途定める。

領域統括又はプログラム統括が次年度も推進費の配分を求める対象施策について年度末評価を実施し、次年度の研究計画等に反映させる。毎年度末の評価（以下、「年度末評価」という。）の結果、対象施策又は対象施策における個々の事業について、推進費を配分することが適切でないものについては、次年度の推進費の配分を認めない。

5 . 運営委員会

領域統括の業務を補佐するため、領域ごとに運営委員会を置く。運営委員会の座長は領域統括が務める。

運営委員会委員は内閣府が委嘱する。

[†] SIP 型マネジメント

< 必須要件 >

施策ごとに各省庁がプログラムディレクター（PD）を任命し、PD に全体の研究計画の策定・変更、予算配分等の権限を集中

明確な研究開発目標、マイルストーンの設定ときめ細やかな進捗管理、機動的な計画変更

毎年度の評価の実施とそれを反映させた予算配分

産業界と大学等が一体的に推進する産学官連携体制を構築

< 推奨要件 >

- 1) 実用化・事業化、市場の創出や獲得に向けた出口戦略を重視
- 2) 基礎研究から実用化・事業化までを見据えて一貫通貫で研究開発を推進
- 3) 官民連携、企業間連携が必要な「協調領域」の研究開発を推進し、個々の企業が研究開発を行う「競争領域」と峻別
- 4) 省庁連携や共同実施等が効果的な施策については、関係省庁で総合的・一体的に推進する体制を構築し、内閣府に提案。その際、PD については、当該連携施策全体を統括する者を 1 名置く（当該連携施策に関し連携する各省庁が同一の PD を任命）
- 5) 民間研究資金の導入（マッチングファンド方式、終了後の民間主導の事業化の仕組みの構築等）

運営委員会委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

その他、運営委員会の構成等については、領域統括の意見等を踏まえ、ガバニングボードが別途定める。

6. プログラムの運営

(1) 研究開発型

統合イノベーション戦略に基づく各種戦略（以下、単に「戦略」という。）の実現に必要な施策であって、各府省庁において十分には実施されておらず、かつ、司令塔として実施すべき特に重要な施策等を推進するため、ガバニングボードは、領域を設定し、領域統括の下、民間研究開発投資の誘発又は財政支出の効率化に資する研究開発を推進する。

実施方針の策定

領域統括は、毎年度、PRISMの対象施策、各対象施策への配分額、各対象施策の実施期間、その他推進に当たっての必要事項を記載した実施方針案を運営委員会で審議し、取りまとめる。

プログラム統括は、領域統括が取りまとめた実施方針案を、PRISM審査会での年度末評価等及びガバニングボード座長等との調整の上、決定する。

ガバニングボードは、プログラム統括から実施方針案に係る報告を聴取し、実施方針を策定する。

領域における対象施策の決定

領域統括は、戦略の策定状況に合わせて、当該戦略に基づく領域における対象施策を運営委員会で審議し、取りまとめる。その際、特に、各種戦略等の実現に向けた位置付け、具体的な研究開発内容等に留意することとする。

PRISM審査会は、領域統括又はプログラム統括が次年度も推進費の配分を求める対象施策について年度末評価を実施し、次年度の研究計画等に反映させる。

プログラム統括は、対象施策案について、PRISM審査会における年度末評価等及びガバニングボード座長等との調整の上、決定する。

ガバニングボードは、プログラム統括から対象施策案に係る報告を聴取し、実施方針に反映させる。

対象施策への推進費の配分の決定

各省PD等は、外部有識者等による専門的観点からの対象施策に対する評価（7.（1））（以下、「自己評価」という。）の結果を踏まえて、毎年1月を目途に、研究計画を策定する（以下、「当該計画」という。）

領域統括は、運営委員会を開催し、各省PD等から、事業の成果の年度末評価及び当該計画を聴取する。その際、必要に応じ、当該計画の見直しや助言を行うとともに、対象施策に係る研究開発の加速、新規研究開発の前倒し、事業化への取組の加速等を目的とした推進費の配分について審議し、対象施策に対する推進費の配分案を取りまとめる。

PRISM審査会は、各省PD等から、事業の成果の年度末評価を聴取するとともに、領域統括が取りまとめた配分案に係る当該計画を聴取し、翌年度の推進費の配分候補とするか否かを決定する。その際、研究開発の内容、自己評価結果に加え、研究開

発の具体的な加速度合い、民間企業からの貢献、政策転換、国研・大学における寄与度等において得られた成果及び研究計画を実施することで得られる成果の見込みについて聴取する。加えて、元施策の予算の状況、執行状況、当該計画の執行に係る人員配置等についても聴取する。

PRISM 審査会における年度末評価等を踏まえ、プログラム統括がガバニングボード座長等と調整の上、対象施策に対する推進費の配分案を決定する。

ガバニングボードは、プログラム統括から対象施策への推進費の配分案に係る報告を聴取し、実施方針に反映させる。

対象施策の進捗状況に係るフォローアップ

領域統括は、年3回以上、各省PD等の参加を得て運営委員会等を開催し、各省PD等より対象施策の進捗状況等を聴取し、必要に応じ、研究計画の見直しや助言を行うとともに、PRISM 審査会に報告する。その際、特に、各種戦略等の実現に向けた位置付け、具体的な研究開発内容等に留意することとする。

PRISM 審査会は、当該報告に基づき、対象施策の進捗状況に応じた研究計画の見直しや助言を行うことができる。

対象施策への推進費の配分を受けている事業を執行している各府省庁は、推進費の配分を受ける際、1名以上のPRISM 担当者を内閣府に登録することとする。PRISM 担当者は、各府省庁が実施する元施策の計画、予算要求、執行状況、PRISM による追加配分の執行状況について、内閣府に、年に3回は報告を行うこととする。なお、必要に応じ、内閣府がPRISM 担当者に報告を求めることができる。

その他

年度途中で機動的に対応すべき事項が生じた場合、ガバニングボードは、当該対応に関する実施方針を策定又は改定するとともに、対象施策の選定及び推進費の配分の決定を行うことができる。

(2) システム改革型

中長期的に官民研究開発投資の拡大を図るため、産学連携等を通じた外部資金の拡大による経営基盤の強化に意欲のある国立大学の取組を支援する国立大学イノベーション創出環境強化事業、研究開発型スタートアップの創業に係る総合的な環境整備を推進するスタートアップ・エコシステム形成推進事業及び社会課題解決や国際市場獲得等を促進する標準活用加速化支援事業を実施する。

審査・評価委員会の設置

ガバニングボードの下に、ガバニングボードメンバーのうち1名を座長とする審査・評価委員会を設置する。同委員会の構成等については、座長の意見等を踏まえ、ガバニングボードが別途定める。

国立大学イノベーション創出環境強化事業

) 対象大学の選定基準

外部資金の拡大実績のある国立大学のうち、特に経営基盤の強化に意欲のある大学を選定する。その他、事業実施状況等を勘案し、必要に応じ、審査・評価委員会座長がガバニングボードの了承を得て定めることができる。

) 対象大学及び推進費の配分決定

審査・評価委員会は、選定基準に基づき、応募大学を審査し、対象大学及び推進費の配分案を作成する。ガバニングボードは、審査・評価委員会が作成した対象大学・配分案を審議し、決定する。

) 対象大学の資金使用状況等に係るフォローアップ

審査・評価委員会は、定期的（少なくとも年に1回以上）に、対象大学の外部資金の拡大による経営基盤の強化に係る取組状況や配分した資金の使用状況を把握し、必要に応じて助言等を行う。

スタートアップ・エコシステム形成推進事業

) 実施方針の策定

統合イノベーション戦略に基づき、研究開発型スタートアップの創業に係る総合的な環境整備の実現に必要な施策であって、各府省において十分には実施されておらず、かつ司令塔として実施すべき特に重要な施策等を推進するため、審査・評価委員会は、毎年度、当該事業の対象施策、各対象施策への配分額、各対象施策の実施期間、その他推進に当たっての必要事項を記載した実施方針案を作成する。

ガバニングボードは、審査・評価委員会座長から実施方針案に係る報告を聴取し、実施方針を策定する。

) 対象施策の実施状況等に係るフォローアップ

審査・評価委員会は、定期的（少なくとも年に1回以上）に、対象施策の実施状況や、配分した資金の使用状況を把握し、必要に応じて助言等を行う。

標準活用加速化支援事業

) 実施方針の策定

戦略的な標準の活用を政府全体として推進するため、各府省において実施される特に重要な施策等を推進することを目的に、審査・評価委員会は、毎年度、当該事業の対象施策、各対象施策への配分額、各対象施策の実施期間、その他推進に当たっての必要事項を記載した実施方針案を作成する。

ガバニングボードは、審査・評価委員会座長から実施方針案に係る報告を聴取し、実施方針を策定する。

) 対象施策の実施状況等に係るフォローアップ

審査・評価委員会は、定期的（少なくとも年に1回以上）に、対象施策の実施状況や、配分した資金の使用状況を把握し、必要に応じて助言等を行う。

7. 評価

「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成28年12月21日、内閣総理大臣決定）」を踏まえ、以下のとおりPRISMについての評価を行う。

(1) 評価対象

制度全体に対する評価

) 評価主体

ガバニングボードが外部の専門家等を招いて行う。

) 実施時期

平成 30 年度の前に事前評価を行うとともに、3 年経過後の令和 2 年度末に中間評価を行うこととし、その後、制度の実施状況を踏まえつつ、一定の期間ごとに中間評価を行うこととする。

) 評価項目・評価基準

- a) 民間研究開発投資の促進に有効であったか。
- b) 各府省庁の施策の領域への誘導に有効であったか。
- c) SIP 型マネジメントの導入に有効であったか。
- d) PRISM の制度に改善すべき点はないか。

) 評価結果の反映方法

事前評価は、平成 30 年度以降の制度の運用等に反映させる。

中間評価は、当該年度までの実績と次年度以降の計画等に関して行い、次年度以降の制度の運用等に反映させる。

研究開発型における対象施策に対する評価

) 評価主体

推進費の配分を受けた対象施策を実施する各省 PD 等が外部の専門家等を招いて行う。次年度も推進費の配分を求める事業については、各省 PD 等が実施した自己評価結果に対する評価を PRISM 審査会が行う。

) 実施時期

年度末評価及び終了時の評価（以下、「最終評価」という。）とする。

年度末評価は、毎年度 12 月までに、各省 PD 等が対象施策の当該年度までの実績に対する評価を行い、その結果を内閣府に提出する。内閣府に提出された評価結果を、1 月までに、PRISM 審査会が評価を行う。ただし、推進費の配分が年度の下半期に行われた事業についてはこの限りではない。

最終評価は、各省 PD 等が、対象施策の最終年度終了後、最終年度までの実績に対して評価を行い、その結果を内閣府に提出する。プログラム統括又は領域統括はガバニングボードに報告する。PRISM 審査会は、必要に応じ、内閣府に提出された評価結果を各省 PD 等から聴取し、評価を行う。

PRISM の対象施策への推進費が配分された事業は、毎年度の効果検証に加え、事業終了後 3 年後及び 5 年後に追跡評価を行う。

) 評価項目・評価基準

- a) PRISM の制度の目的との整合性
- b) 戦略との整合性
- c) 目標（特にアウトカム目標）の妥当性、目標達成に向けた工程表の達成度合い
- d) 適切な SIP 型マネジメントがなされているか。また、対象施策の元施策（各府省庁が自前の予算で実施する施策をいう。）への波及がなされているかどうか。
- e) 民間投資を呼び込むための取組の進捗状況
- f) 最終評価の際には、上記 a) から d) に加え、見込まれる効果あるいは波及効果、民間投資誘発効果及びその見込み、終了後のフォローアップの方法等が適切かつ明確か。
- g) 追跡評価の際には、各課題の成果の実用化・事業化の進捗状況、見込まれる効果

あるいは波及効果に加え、民間投資誘発効果及び財政出の効率化

h) その他、領域ごとに特有の事情等を勘案し、必要に応じ、PRISM 審査会が定めることができる。

) 評価結果の反映方法

年度末評価は、次年度以降の研究計画に反映させる。

最終評価は、終了後のフォローアップ等に反映させる。

追跡評価は、改善方策の提案等を行う。

システム改革型(国立大学イノベーション創出環境強化事業)における対象大学に対する評価

) 評価主体

審査・評価委員会が対象大学の外部資金の拡大による経営基盤の強化に係る取組状況を把握し、ガバニングボードで審議する。

) 実施時期

毎年度末に当該年度の取組に係る評価を実施する。

) 評価項目・評価基準

評価項目・評価基準については、審査・評価委員会が策定する案を踏まえ、ガバニングボードが定める。

) 評価結果の反映方法

ガバニングボードは対象大学の評価の結果を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しや助言を行う。

ガバニングボードは、当該評価結果を踏まえ、次年度の推進費の配分有無や配分額を検討し、次年度実施事業に反映させる。

システム改革型(スタートアップ・エコシステム形成推進事業)における対象施策に対する評価

) 評価主体

審査・評価委員会が対象施策の実施状況を把握し、ガバニングボードで審議する。

) 実施時期

毎年度末に当該年度の取組に係る評価を実施する。

) 評価項目・評価基準

評価項目・評価基準については、審査・評価委員会が策定する案を踏まえ、ガバニングボードが定める。

) 評価結果の反映方法

ガバニングボードは対象施策の評価の結果を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しや助言を行う。

ガバニングボードは、当該評価結果を踏まえ、次年度の推進費の配分有無や配分額を検討し、次年度実施事業に反映させる。

システム改革型(標準活用加速化支援事業)における対象施策に対する評価

) 評価主体

審査・評価委員会が対象施策の実施状況を把握し、ガバニングボードで審議する。

) 実施時期

毎年度末に当該年度の取組に係る評価を実施する。

) 評価項目・評価基準

評価項目・評価基準については、審査・評価委員会が策定する案を踏まえ、ガバニングボードが定める。

) 評価結果の反映方法

ガバニングボードは対象施策の評価の結果を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しや助言を行う。

ガバニングボードは、当該評価結果を踏まえ、次年度の推進費の配分有無や配分額を検討し、次年度実施事業に反映させる。

(2) 結果の公開

評価結果は原則として公開する。

評価を行う運営委員会及びガバニングボードは、非公開の研究開発情報等も扱うため、非公開とする。

(3) 効率的な評価

自己評価を含め評価を毎年度行うことを考慮して、評価は効率的に行う。

8 . その他

内閣府は、ガバニングボードと領域統括との定期的な意見交換の機会を設ける。当該意見交換会に係る事務は内閣府が司る。

上記の他、PRISM の推進上必要な詳細事項に関しては、ガバニングボード座長と協議の上、内閣府において定める。